情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う情報処理の促進に関する法律施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十一号

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う情報処理の促進に関する法律施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十七条第三項及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第二条の規定により読み替えられた情報処理の促進に関する法律第十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（情報処理の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条　情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第八条第一項及び第九条」を「第九条第一項及び第十条」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第一号中「第四十四条第一号」を「第五十二条第一号」に改め、同条第二号中「第四十四条第二号」を「第五十二条第二号」に改め、同条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条第一項中「第四十五条第三項」を「第五十三条第三項」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「第四十五条第一項（」を「第五十三条第一項（」に、「、法第四十五条第一項」を「、同条第一項」に改め、同項第一号中「第四十五条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「第四十四条第一号」を「第五十二条第一号」に、「第四十五条第四項」を「第五十三条第四項」に、「第十一条」を「第十二条」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（保険料率）

第六条　法第三十七条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条において同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

（情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の際に現に登録を受けている情報処理安全確保支援士の登録の有効期限）

第二条　情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第二条の規定により読み替えられた情報処理の促進に関する法律第十五条第二項の政令で定める日は、令和二年十月一日とする。

附　則

この政令は、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月十五日）から施行する。

経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法等の一部を改正する法律附則第二条第四項の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十二号

銀行法等の一部を改正する法律附則第二条第四項の政令で定める日を定める政令

内閣は、銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）附則第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

銀行法等の一部を改正する法律附則第二条第四項の政令で定める日は、令和二年五月三十一日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十三号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年五月八日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三